

作成日 2007/08/30
改訂日 2017/12/26

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ダイエルラテックス GLP-103SR
製品コード	GLP103SR
整理番号	Y711-8
供給者の会社名称	ダイキン工業株式会社
住所	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号
担当部門	化学事業部 営業部
電話番号	06-6373-4345
FAX番号	06-6373-4281
緊急連絡電話番号	06-6349-7521
推奨用途及び使用上の制限	塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（麻酔作用） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（血管 脾臓） 吸引性呼吸器有害性 区分1

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H225 引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血管、脾臓の障害のおそれ
H361d 胎児への悪影響のおそれの疑い

注意書き
安全対策

ガスの吸入を避けること。(P261)
粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
容器を接地すること。アースをとること。(P240)
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく目を洗うこと。(P264)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
保護手袋を着用すること。(P280)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)

	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 (P210)
	容器を密閉しておくこと。(P233)
	火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
応急措置	飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
	無理に吐かせないこと。(P331)
	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
	吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
	特別な処置が必要である。(P321)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
	火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
	皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 (P308+P313)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
	換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
	施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
アクリル樹脂	1%~10%	省略	登録済み	登録済み	非公開
シランカップリング剤	1%~10%	省略	登録済み	登録済み	非公開
トルエン	35%~45%	C ₆ H ₅ CH ₃	(3)-2	公表	108-88-3
イソプロピルアルコール	35%~45%	CH ₃ CH(OH)CH ₃	(2)-207	公表	67-63-0

分類に寄与する不純物及び安 情報なし

定化添加物

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）	トルエン（法令指定番号：407）（35%~45%） プロピルアルコール（法令指定番号：494）（35%~45%）
化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）	トルエン（法令指定番号：300）（42%）

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 必要に応じて医師の処置を受ける。
--------	---

皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 多量の水と石鹼で洗うこと。 必要に応じて医師の処置を受ける。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 必要に応じて医師の処置を受ける。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 必要に応じて医師の処置を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素 棒状注水。 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 極めて燃え易い：熱、火花、火災で容易に発火する。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。
消火を行う者の保護	消火は風上から行い、蒸気、煙の吸入を避ける。 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	関係者以外は近づけない。 風上に留まる。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 着火した場合に備えて、消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。
接触回避 衛生対策	『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 酸化剤から離して保管する。

容器は直射日光や火気を避けること。
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
 施錠して保管すること。
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

安全な容器包装材料

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	50ppm	50ppm(188mg/m3) (皮)	TWA 20ppm
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m3)	TWA 200ppm, STEL 400ppm

設備対策
 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 局所排気装置を設置する。
 容器及び受器を接地/結合すること。

保護具
呼吸器の保護具 防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。
手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具 保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
皮膚及び身体の保護具 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観
 物理的状态 液体
 形状 液体
 色 無色透明
臭い アルコール臭
臭いのしきい(閾)値 データなし
pH データなし
融点・凝固点 データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲 データなし
引火点 5.0℃ (セタ密閉式)
蒸発速度 データなし
燃焼性(固体、気体) データなし
燃焼又は爆発範囲
 下限 データなし
 上限 データなし
蒸気圧 データなし
蒸気密度 データなし
比重(密度) 0.85(25℃)
溶解度 データなし
n-オクタノール/水分配係数 データなし
自然発火温度 データなし
分解温度 データなし
粘度(粘性率) データなし
動粘性率 データなし
トルエンとして
燃焼又は爆発範囲
 下限 1.2vol%
 上限 7.1vol%
イソプロピルアルコールとして
燃焼又は爆発範囲
 下限 2vol%
 上限 12vol%

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	熱分解生成物として、一酸化炭素を発生する可能性がある。

1 1. 有害性情報

急性毒性	データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	データなし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	データなし
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	データなし
吸引性呼吸器有害性	データなし
トルエンとして	
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	EU-RAR No. 30 (2003) のウサギを用いた皮膚一次刺激性（4時間適用）試験結果の記述から、トルエンは中等度（moderate）の皮膚刺激性を示し、区分2とした。
イソプロピルアルコールとして	
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	EHC(1990)のラットでの86日間または4ヵ月間吸入暴露試験で、血管、肝臓、脾臓に影響が認められたとの記述から、標的臓器は血管、肝臓、脾臓であると判断し、区分2とした。なお、区分2のガイダンス値を超える投与量では、腎臓への影響および麻酔作用が認められている。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	データなし
水生環境有害性（長期間）	データなし
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
汚染容器及び包装	都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	I M Oの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	I C A O / I A T Aの規定に従う。
UN No.	1263

Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II
国内規制	
陸上規制	道路法の規制に従う
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3
等級	II
特別の安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れ防止措置を確実にを行う。
緊急時応急措置指針番号	128

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
消防法	第4類 第一石油類（非水溶性）
悪臭防止法	特定悪臭物質（施行令第1条）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第9次答申） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	危険物（施行令別表第1の4） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・引火性液体類（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、施行令第2条の4）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	（廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平10三省告示1号）
化学物質排出把握管理促進法（PRT法）	（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4

号1)

16. その他の情報

その他

当製品は、工業用途として開発されたもので、それ以外の使用について、その安全性を保証するものではありません。本製品を医療用途、食品用途などにお使いの場合は弊社まで事前にご連絡ください。このSDSは、一般的な取扱いを前提に作成したものです。取り扱う際は、ここに記載されている内容を参考にし、十分注意して取り扱ってください。また、記載内容のうち、含有量、物理/化学的性質等の情報は保証値ではありません。危険有害性情報は、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、新しい知見に基づき改訂されることがあります。

変更点

「15. 適用法令」に変更があります